

(案)

第 三 次
山陽小野田市地域福祉計画・
地 域 福 祉 活 動 計 画

令和 年(年) 月

山 陽 小 野 田 市
山陽小野田市社会福祉協議会

目 次

第1章	計画の策定に当たって	1
1	策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	7
4	計画の策定体制	8
第2章	山陽小野田市を取り巻く現状と課題	10
1	山陽小野田市の状況	11
2	地域福祉における課題	26
第3章	計画の基本的な考え方	31
1	基本理念	32
2	計画の基本目標	33
3	基本目標に係る施策と取組	35
第4章	地域福祉推進のための取組	38
基本目標 1	地域福祉を育むひとづくり	39
基本目標 2	支え合いの地域づくり	46
基本目標 3	利用しやすいサービスの仕組みづくり	51
基本目標 4	生活困窮者支援の体制づくり	56
基本目標 5	地域共生社会のまちづくり	58

第5章	計画の推進と評価	62
1	計画の推進体制	63
2	計画推進のためのそれぞれの役割	63
3	計画の評価と見直し	65

第 1 章

計画の策定に当たって

1

策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加、人間関係の希薄化などから、高齢、障害、子ども、生活困窮といった従来の福祉課題に加え、いわゆる「8050問題※」や「ダブルケア※」、「ひきこもり」、「孤独・孤立」、「ヤングケアラー※」など、複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

こうした状況に対応するため、社会福祉法が改正され、制度の狭間^{はざ}にある方や複合的な課題を抱える方への支援を強化する「包括的支援体制の構築」や「地域福祉計画の充実」が求められています。

本市においても、制度・分野の「縦割り」を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

市の最上位計画である第二次山陽小野田市総合計画では、「住みよい暮らしの創造」を基本理念とし、子どもから高齢者までが「住んでよかった」と実感できるまちを目指しています。さらに、市民、地域、団体、学校、大学、企業、市議会、行政など、多様な担い手が主体的に行動しつつ、「協力」してアイディアを出しながらまちづくりを考え、協力してまちをつくる「協創によるまちづくり」や、現状を未来に向けて変化させていこうとする能動的、自律的な「意志」である「will-being」の考え方を多くの方々と共有し、未来に向けて希望ある「活力と笑顔あふれるまち スマイルシティ山陽小野田」の実現を目指しています。

福祉分野においても、「協創」「will-being」の考え方のもと、第二次山陽小野田市総合計画の基本目標の一つである「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を具現化するため、「第三次山陽小野田市地域福祉計画・山陽小野田市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

2

計画の位置付け

「山陽小野田市地域福祉計画」は、第二次山陽小野田市総合計画（平成30年度（2018年度）～令和11年度（2029年度））を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として位置付けています。第二次山陽小野田市総合計画では、基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げて、年齢の違いや障害の有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指しています。その実現に向けて、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の理念や仕組みをつくる行政計画です。

「山陽小野田市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会が活動計画として策定し、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

これら二つの計画は密接な関係にあり、一体となって策定することにより、行政・住民・地域福祉活動団体・ボランティア・事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され実行性のある計画づくりが可能となります。

◆ 社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整

備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（参考）社会福祉法第106条の3

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◆ 社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会

福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

○地域福祉と SDG s

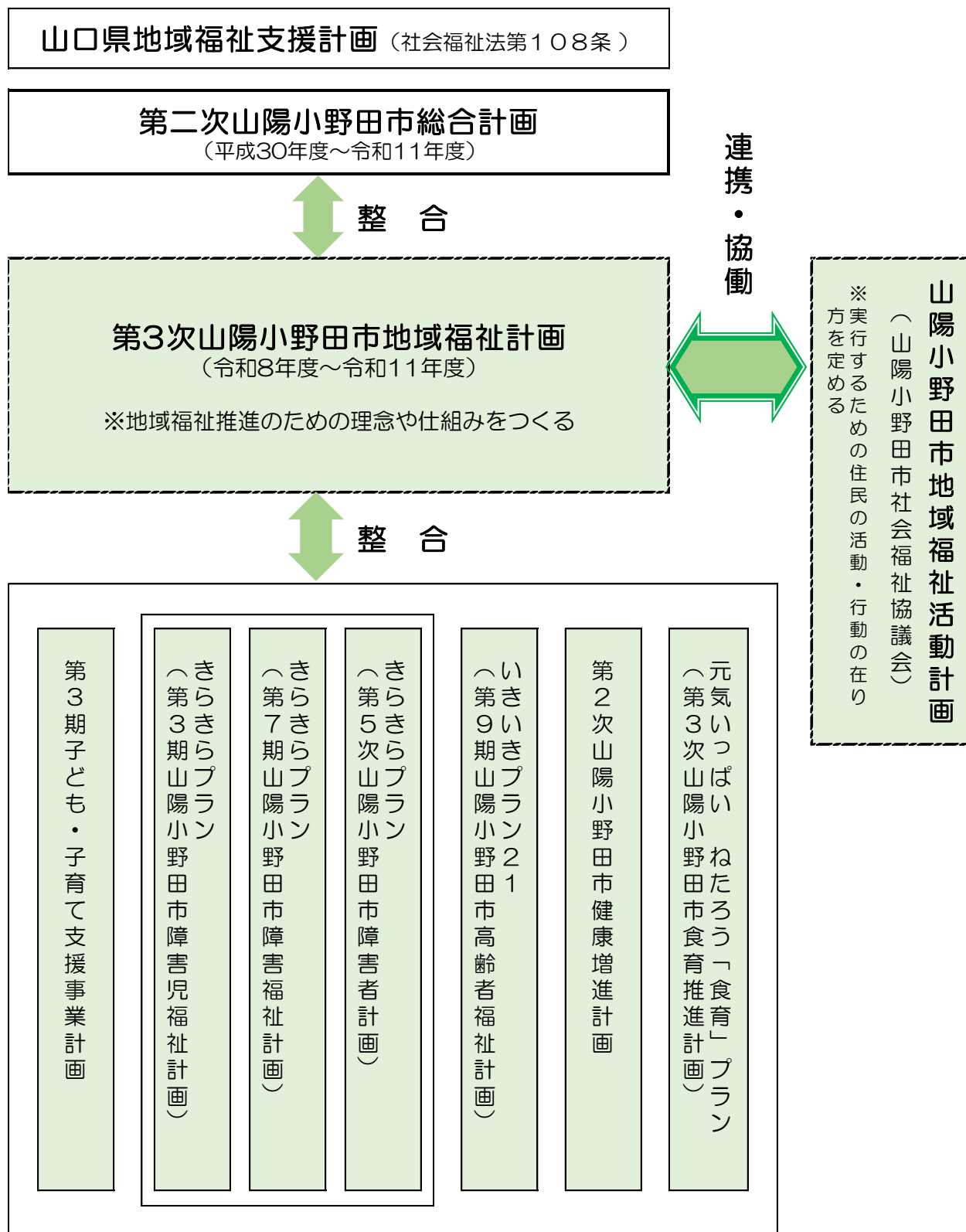
「SDG s」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択されました。これは、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、持続可能な世界を実現するための 17 の目標を定めたものです。

本市においては、総合計画において示す様々な施策を着実に推進することを SDG s の取組としています。

地域福祉においても、誰もが地域で孤立することのない持続可能な地域づくりに向けて、SDGs の視点を持ちながら、計画を進めてまいります。



○総合計画や個別計画等との関係



計画の期間

本計画は令和８年度（２０２６年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの４か年計画とします。計画策定後は、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
	第1次 地域福祉計画・地域福祉活動計画											
				見直し	第2次 地域福祉計画・地域福祉活動計画							
								見直し	第3次 地域福祉計画・地域福祉活動計画			
(参考)	第二次山陽小野田市総合計画 (前期基本計画)			第二次山陽小野田市総合計画 (中期基本計画)			第二次山陽小野田市総合計画 (後期基本計画)					

4

計画の策定体制

(1) 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識や活動状況の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民を対象にアンケートを実施しました。

対象	令和7年（2025年）4月1日現在、本市に住民票のある18歳以上の市民
調査数	3,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付、郵送またはWeb回答による回収
回収数	924人（回収率 30.8%）
調査期間	令和7年（2025年）5月26日～7月31日

(2) 山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

本計画の策定は「山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）において、事業の進捗状況、市民アンケートなどの結果に基づき、全5回にわたって審議した結果を取りまとめました。推進委員会は、学識経験者・社会福祉に関する団体又は事業者の代表・公募により選出された市民、計16人で構成しています。

（委員名簿は74ページに掲載）

(3) 関係団体アンケート及びヒアリング

市内で活動を行う福祉関係団体等に対し、地域福祉の課題や団体の現状と課題、福祉施策への意見などを把握するために、団体アンケートを行うとともに、アンケートの回答内容を深めるため、福祉ボランティア団体を中心にヒアリングを行いました。

(4)パブリックコメント※

本計画の素案を社会福祉課・山陽総合事務所・南支所・埴生支所・公園通出張所・厚陽出張所・市ホームページ・市社会福祉協議会本所及び山陽支所・市社会福祉協議会ホームページで閲覧できるようにしました。いただいた意見等は、内容を検討し、考え方を示した上で公表し、計画に反映させました。

第 2 章

山陽小野田市を取り巻く 現状と課題

1

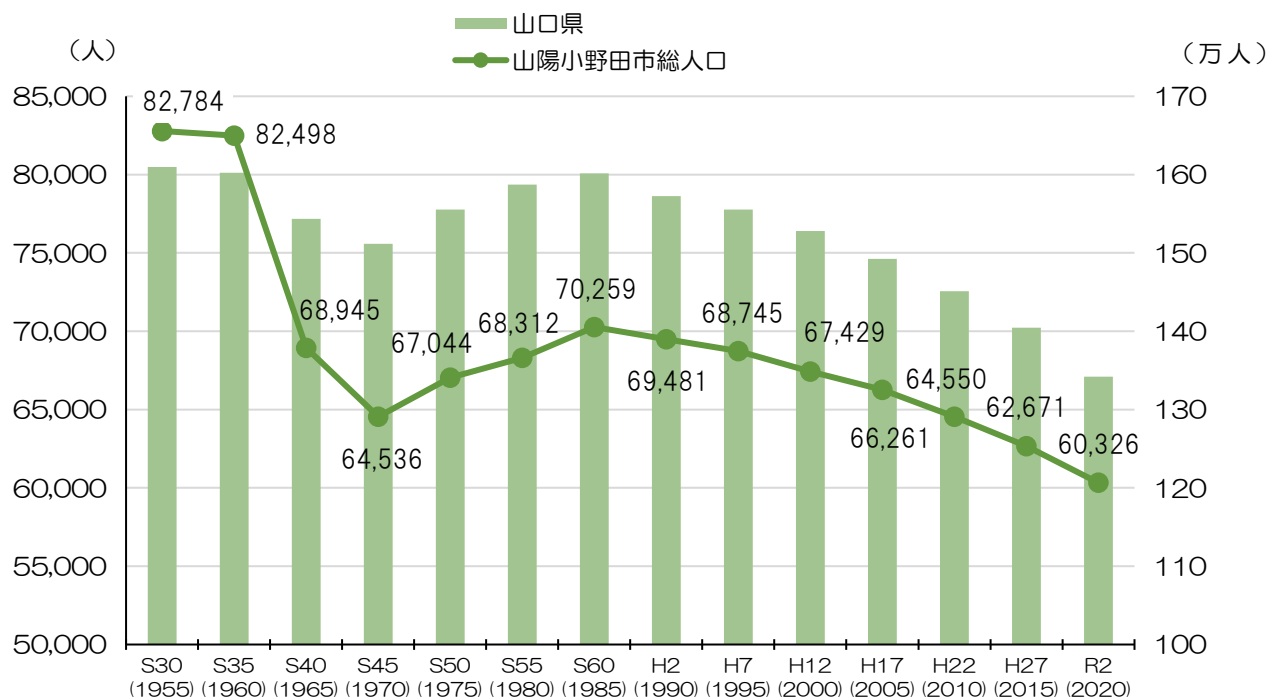
山陽小野田市の状況

1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、高度経済成長期の昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）にかけて減少しましたが、昭和45年（1970年）以降の第2次ベビーブームの到来により人口増加に転じ、以降昭和60年（1985年）の70,259人でピークを迎えました。

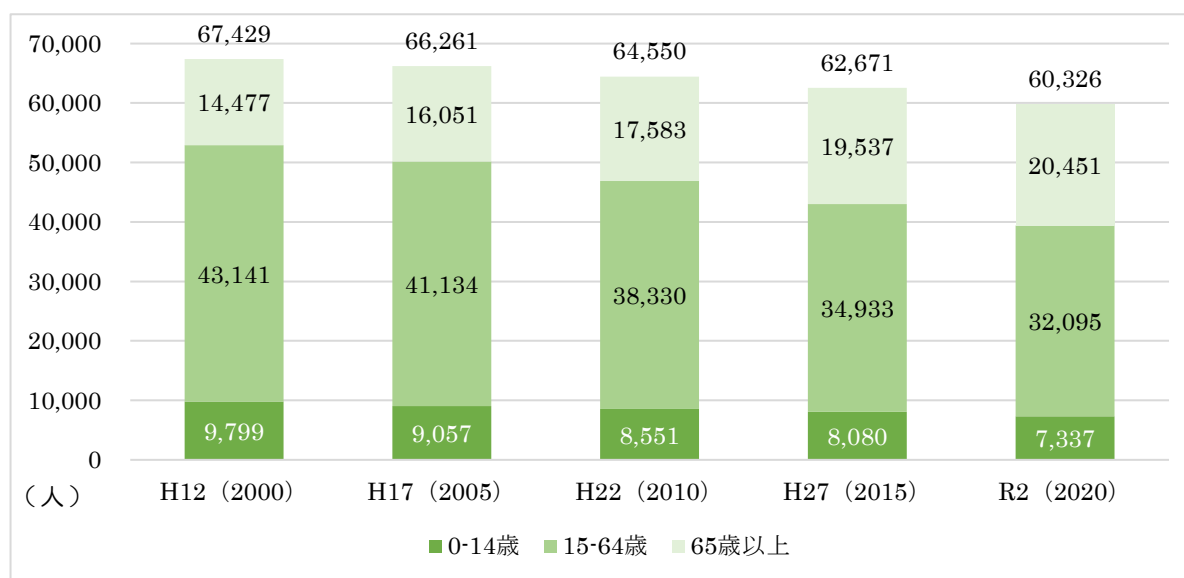
昭和60年（1985年）以降は人口減少に転じ、緩やかに減少を続けており、平成27年（2015年）には62,671人と過去の最低人口であった昭和45年（1970年）を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。



総務省「国勢調査報告」

（２）年齢３区分別人口の推移

本市の人口は、令和２年（２０２０年）では６０,３２６人となっており、２０年前の平成１２年（２０００年）から約７,０００人の減少となっています。構成比をみると年少人口（０－１４歳）、生産年齢人口（１５－６４歳）は減少し、６５歳以上の人口は上昇を続けています。

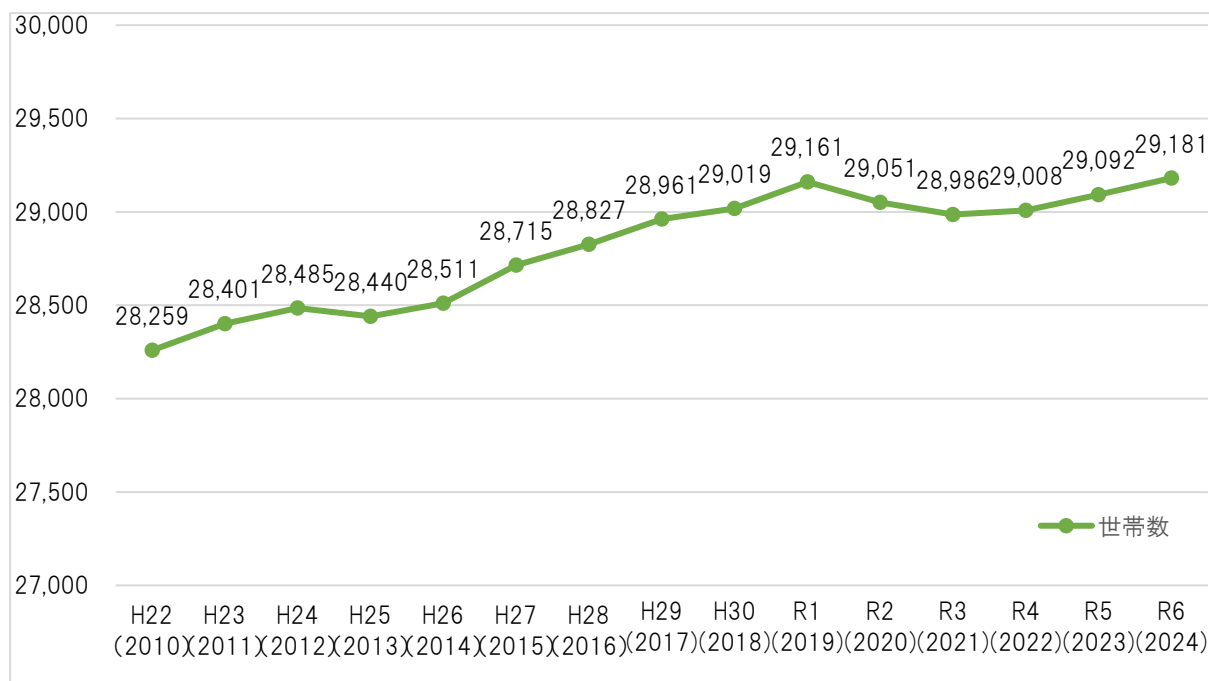


総務省「国勢調査報告」

※総人口には年齢不詳の数が含まれるため、３区分の合計と異なることがあります。

（３）世帯数の推移

本市の総人口が減少している中で、令和元年までは世帯数は年々増加していましたが、微増と減少を繰り返し、ほぼ横ばいの状態が続いています。

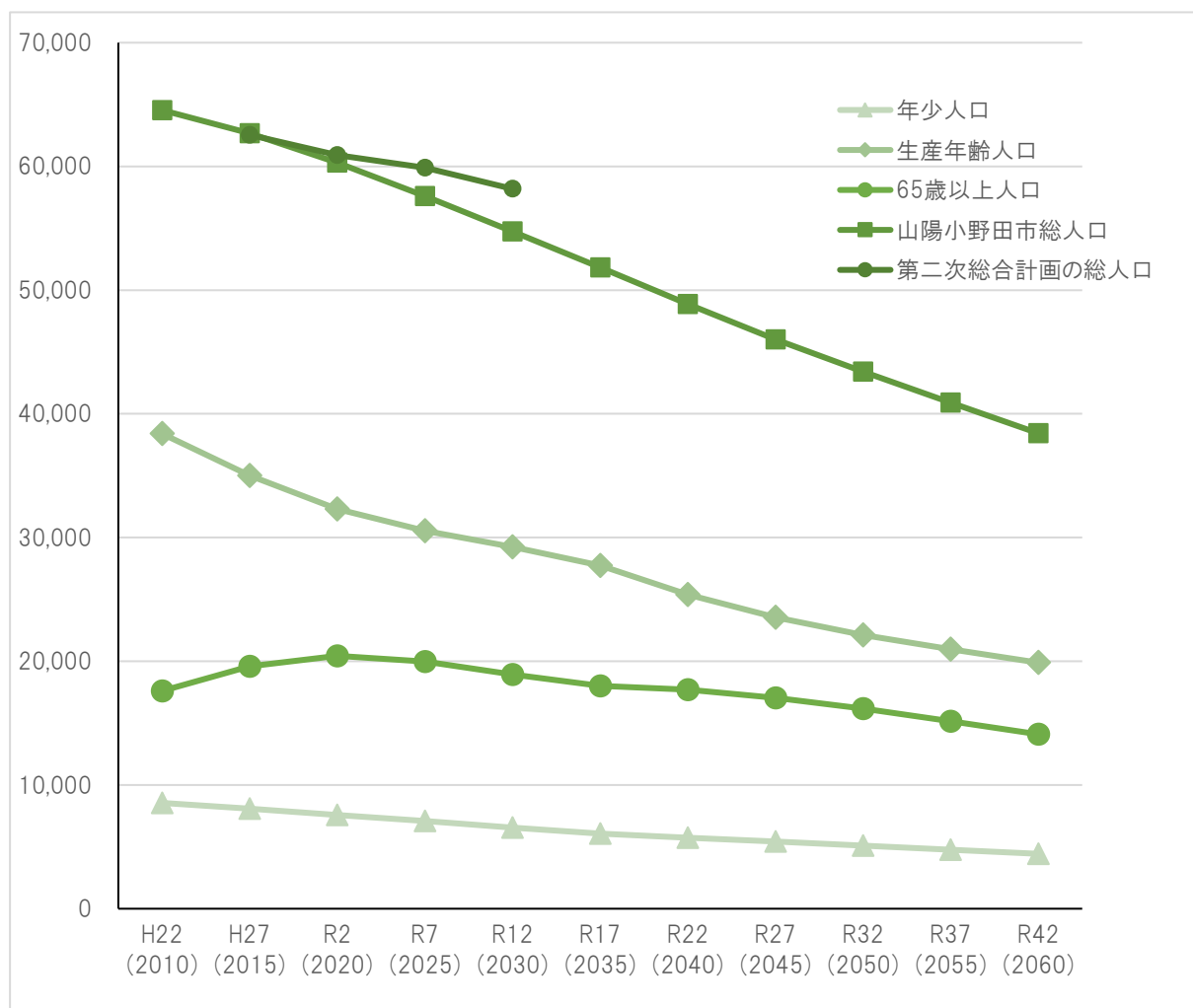


住民基本台帳及び外国人登録※国勢調査の基準日である１０月１日現在で比較

（４）総人口の推計

人口は減少し続けており、令和２年（２０２０年）をピークに６５歳以上の人口も減少すると推計されます。

（人）



山陽小野田市人口ビジョン
第二次山陽小野田市総合計画

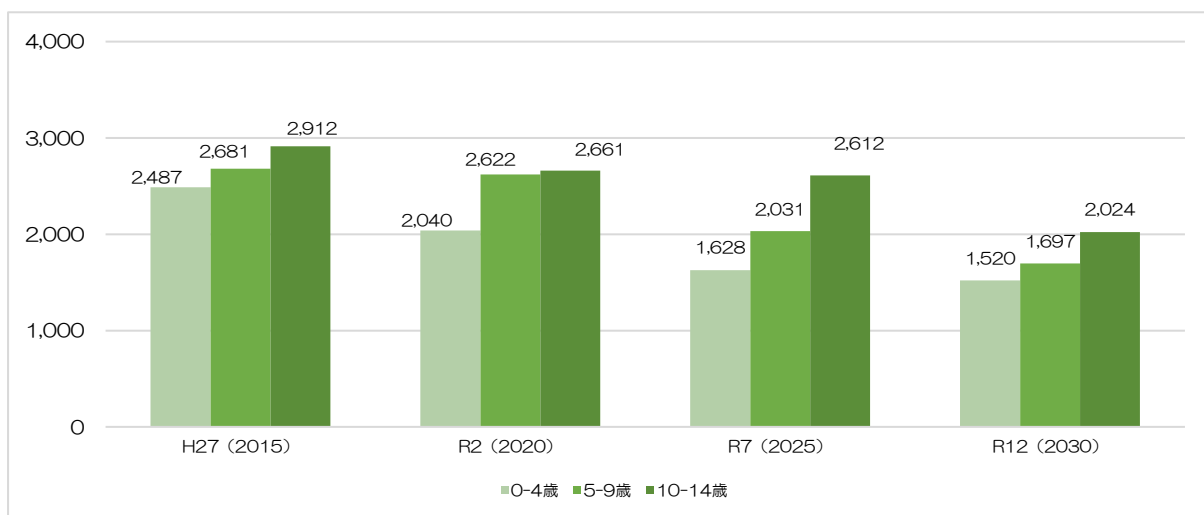
※総合計画における令和１１年（２０２９年）目標人口 58,000 人

2 子どもの状況

(1) 子どもの人口

本市の子どもの人口は年々減少傾向にあります。

(人)



※平成27年(2015年)及び令和2年(2020年)は国勢調査による実績
令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

(2) 幼稚園(管内)・保育所(管内)の定員及び在園児数

4月1日現在、幼稚園に在籍している子どもは、定員を下回る人数で推移しています。保育所に在籍している子どもは横ばい傾向です。

【幼稚園】

(人)

区分	R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,145	487	1,145	451	991	383

子育て支援課・教育総務課

【保育所】

(人)

区分	R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,340	1,218	1,384	1,200	1,407	1,200

子育て支援課

（３）児童クラブの児童数

市内１１小学校区で実施しています。申込者数は変動がありますが、通所者数は増加傾向にあります。

（人）

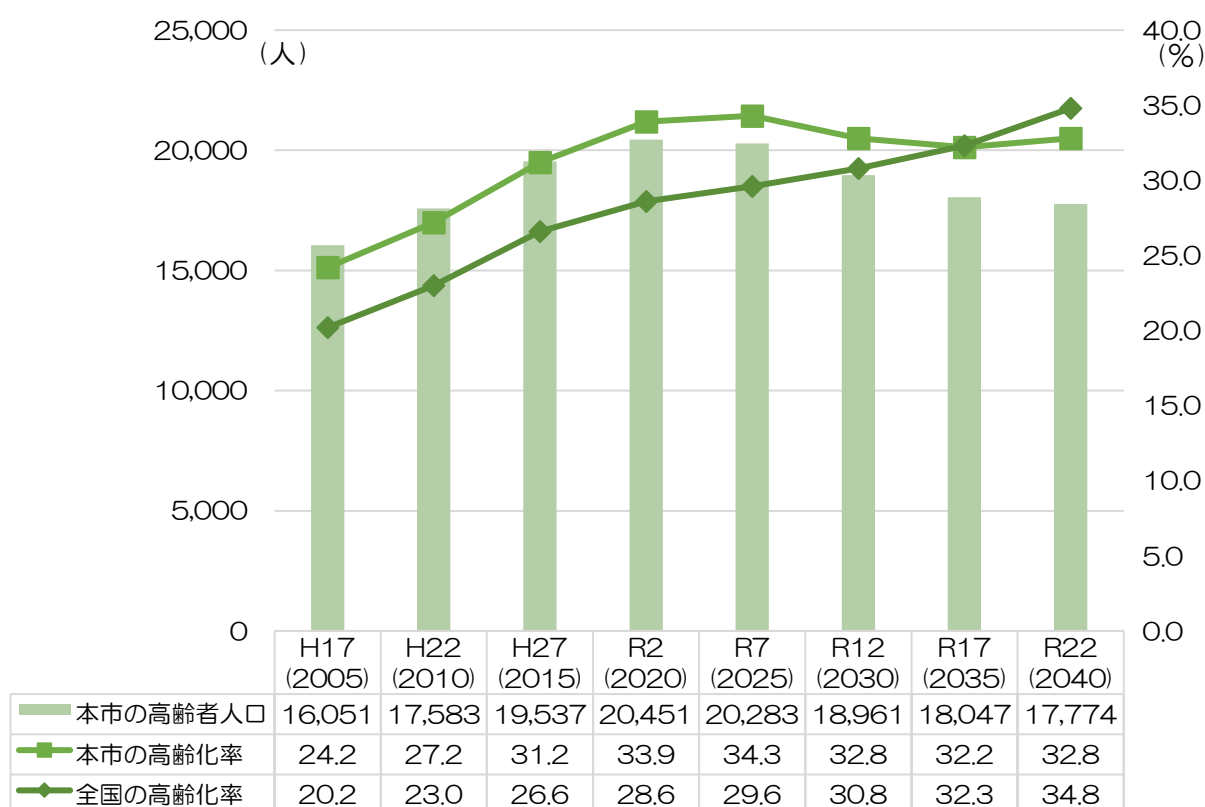
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
申込者数	828	784	809
通所者数	727	758	789

子育て支援課

3 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移と将来推計

令和2年（2020年）に改訂した山陽小野田市人口ビジョンを基にした推計によると、本市の高齢化率は、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題の令和7年には34.3%と予測され、全国平均の29.6%と比較すると4.7ポイント高くなっています。



第9期山陽小野田市高齢者福祉計画

※H17（2005）～R2（2020）は国勢調査、R7（2025）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。R7（2025）以降の全国の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」。

（２）高齢者のいる世帯の状況

令和２年（２０２０年）には全世帯のほぼ半数が高齢者のいる世帯となっています。核家族化及び少子化の影響もあり、今後高齢者のいる世帯の「高齢化」が更に進むと予測されます。

（世帯）

	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
一般世帯 （１世帯当たり平均人数）	25,498 (2.5 人)	25,689 (2.4 人)	26,049 (2.3 人)
高齢者親族のいる一般世帯（ア） （一般世帯に対する割合）	11,654 (45.7%)	12,652 (49.3%)	12,983 (49.8%)
高齢者夫婦世帯（イ）	3,460	3,870	3,684
高齢单身及び高齢者同居世帯（アイ）	8,194	8,782	9,299

総務省「国勢調査報告」

（３）要介護認定の状況

令和６年（２０２４年）１０月現在では、高齢者人口の１９％（令和６年（２０２４年）住民基本台帳の６５歳以上の人口比較）に当たる３,８４９人が要介護認定を受けており、認定者数は横ばい傾向にあります。

（人）

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
要支援１	460(6)	473(7)	475(5)
要支援２	443(12)	459(12)	464(10)
要介護１	1,183(14)	1,194(9)	1,186(7)
要介護２	580(5)	543(6)	587(5)
要介護３	452(13)	431(9)	425(9)
要介護４	418(3)	434(4)	448(4)
要介護５	248(8)	255(9)	264(9)
総合計	3,784(61)	3,789(56)	3,849(49)

高齢福祉課

※（ ）内は４０～６４歳までの２号被保険者数（再掲）

※各年１０月時要介護認定者数。

4 障がい者の状況

(1) 等級別「身体障害者手帳」所持者数

令和6年度(2024年度)の所持者数は2,445人となっています。

(人)

等級	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
1級	796	770	780
2級	308	300	295
3級	481	490	488
4級	608	604	593
5級	136	139	136
6級	160	156	153
合計	2,489	2,459	2,445

障害福祉課

※障害の等級については、1級から7級まであり、1級が最重度です。(手帳の交付は6級までです。)

(2) 程度別「療育手帳」所持者数

令和6年度(2024年度)の所持者数は569人で、増加傾向にあります。

(人)

程度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
A	199	199	200
B	338	349	369
合計	537	548	569

障害福祉課

※障害の程度については、AとBがあり、Aが重度です。

(3) 等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

令和6年度（2024年度）の所持者数は483人となっています。

（人）

等級	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
1 級	81	82	67
2 級	196	209	211
3 級	187	204	205
合計	464	495	483

障害福祉課

※障害の程度については、1 級から3 級まであり、1 級が最重度です。

5 支援を必要とする人の状況

(1) 生活保護受給者数（各年3月31日現在）

生活保護受給者数は年々減少しています。(人)

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
受給者数	641	611	601

社会福祉課

(2) 生活困窮者自立支援の各種事業の件数

新規相談受付件数はコロナ禍以降減少傾向でしたが、R6年度から増加傾向にあります。

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
新規相談受付件数（件）	71	57	107
就労支援準備事業の対象者（人）	5	4	8
住居確保給付金を支給した世帯数（世帯）	4	8	3

社会福祉課

(3) 虐待相談・通報の件数

相談件数及び通報件数は増減を繰り返していますが、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合迅速かつ適切な対応、再発防止が求められます。

(件)

対象		R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
子ども	相談件数	38	43	39
高齢者	相談件数	50	90	39
障がい者	通報件数	5	7	3

子育て支援課・高齢福祉課・障害福祉課

（４）日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）※の利用者数

市社会福祉協議会が実施している事業です。利用者は全体を通して年々増加傾向にあり、今後も増加が予想されます。

（人）

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
認知症	19	21	21
知的障害	13	14	15
精神障害	18	18	19
その他	2	2	6
合計	52	55	61

市社会福祉協議会

6 健康に関する状況

(1) 乳幼児健康診査実施状況

発育の節目の時期に当たる健診で、対象となる乳幼児がもれなく健診を受けることが重要です。

	1 か月児		1 歳 6 か月児		3 歳 6 か月児	
R6 (2024)	対象者数 (人)	291	対象者数 (人)	291	対象者数 (人)	344
	受診児数 (人)	283	受診児数 (人)	292	受診児数 (人)	339
	受診率 (%)	97.2	受診率 (%)	100.3	受診率 (%)	98.5

子育て支援課

(2) 各種がん検診実施状況

がんの早期発見・早期治療に結びつけるため受診率の向上を目指していますが、受診率は低い現状です。

	胃がん		大腸がん		肺がん	
R6 (2024)	対象者数 (人)	31,770	対象者数 (人)	38,906	対象者数 (人)	38,906
	受診者数 (人)	3,359	受診者数 (人)	3,329	受診者数 (人)	5,769
	受診率 (%)	10.6	受診率 (%)	8.6	受診率 (%)	14.8
	子宮がん		乳がん		前立腺がん	
	対象者数 (人)	25,987	対象者数 (人)	21,182	対象者数 (人)	7,680
	受診者数 (人)	2,210	受診者数 (人)	1,925	受診者数 (人)	349
	受診率 (%)	8.5	受診率 (%)	9.1	受診率 (%)	4.5

健康増進課

(3) 特定健診実施状況

本市・県・国のいずれも受診率は年々上昇しています。

		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
本市	対象者数（人）	9,051	8,520	7,991
	受診者数（人）	3,406	3,227	3,159
	受診率（％）	37.6	37.9	39.5
県平均	受診率（％）	31.6	33.2	34.5
国平均	受診率（％）	36.4	37.5	38.2

保険年金課

(4) 自殺者数

本市の自殺者数は令和6年（2024年）では17人となっており、年ごとに変動があります。

（人）

	R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)	
	男	女	男	女	男	女
20歳未満	0	0	0	0	1	0
20-29歳	1	0	1	1	2	0
30-39歳	3	1	1	0	1	0
40-49歳	3	1	3	0	2	0
50-59歳	0	1	0	1	1	0
60-69歳	2	1	2	0	3	0
70-79歳	1	1	0	0	2	1
80歳以上	2	0	1	0	2	2
合計	12	5	8	2	14	3
男女計	17		10		17	

健康増進課

7 地域福祉にかかわる人材や団体、活動の状況

(1) 人材や団体の状況 (令和6年度(2024年度)末現在)

①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とし、市町村や都道府県に設置された民間非営利組織です。また、社会福祉法には、「地域福祉を推進する団体」と定められており、市社会福祉協議会では、福祉に関する総合相談や地域での見守り活動の推進やサロン活動の支援、福祉ボランティア活動の支援、福祉の担い手の育成などに取り組んでいます。また、地域生活支援センターを設置し、公的な福祉サービスでは対応しきれない、多様化・複雑化した生活課題や生活困窮者への自立相談支援など個別ニーズの対応も行っています。

②民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。委員同士の情報共有や関係機関との連携強化を図っています。また、平成に入り少子化の進行とともに児童虐待をはじめとする子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化したことを受け、児童委員活動充実及び活性化を目的に平成6年(1994年)に主任児童委員制度が創設されました。

本市では令和7年12月1日時点で、141人(うち主任児童委員9人)が厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

③自治会

本市には338の自治会があります。自治会加入世帯は約25,000世帯で、加入率は約90%です。

④福祉員

各自治会の役員として位置付けられており、基本的にはそれぞれの自治会を活動範囲としています。見守り活動やサロン活動を通して地域の困りごとの早期発見や課題解決に向けた取組などを実践する小地域福祉活動※の担い手であり、約３４０名が活動しています。

⑤老人クラブ

高齢者がその知識や経験を活かし、生きがいと健康づくり等のための多様な社会活動を通じて自らの生活を豊かなものとすることを目的とした、高齢者により自主的に運営される団体です。地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施しています。２４団体、８１９人が加入しています。

⑥福祉ボランティア団体

市社会福祉協議会に登録している福祉ボランティアの団体数は約６０団体であり、個人では約４０人が活動しています。

（２）活動の状況 （令和６年度（２０２４年度）末現在）

①ふれあい・いきいきサロン

地域住民が自治会館や地域交流センター※を拠点に運営する居場所づくりや交流を目的とした活動です。世話役の人の高齢化等で、解散・休会するサロンもありますが、約６０か所で活動しています。

②住民運営通いの場

介護予防のために、いきいき百歳体操等を住民が主体となって身近な場所で開催して運営する通いの場であり、９０か所で活動しています。

③ファミリーサポートセンター

子育てを「援助してほしい」「応援したい」という人がそれぞれ会員となる地域の相互援助組織です。依頼会員・提供会員・両方会員の合計は約３２０人となっています。

2

地域福祉における課題

本計画策定のための市民アンケート、関係団体へのヒアリング等において寄せられた地域福祉に対する課題は次のとおりです。

（１）地域福祉に対する意識の啓発

市民へのアンケート調査結果から、近所の人とどの程度のお付き合いをしているかを見てみると、「あいさつをする程度」の割合が前回（令和４年）調査に比べ高くなっています。

一方、「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」を合わせた割合は前回調査に比べ低くなっています。また、自治会の活動への参加状況については、「あまり参加していない（36.5%）」「ほとんどまたはまったく参加していない（24.4%）」を合わせた割合が 60.9%に達しており、地域関係の希薄化が進んでいることがわかります。

地域での市民の結びつきは次第に薄れつつあるなかで、支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、人々のつながりや福祉への理解が重要となっています。人々のつながりや福祉への理解を高めるため、身近な自治会活動をはじめとした地域活動への参加の促進や地域福祉に対する意識の啓発を行うことが必要です。

■近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか？

	非常に親しく付き合っている	親しく付き合っている	あいさつする程度	顔は知っているが声をかけたことはほとんどない	付き合いはほとんどない	無回答	無効回答
R3	6.8%	40.2%	41.1%	2.1%	6.4%	3.4%	0.0%
R7	4.7%	40.0%	45.9%	2.9%	5.4%	1.0%	0.1%

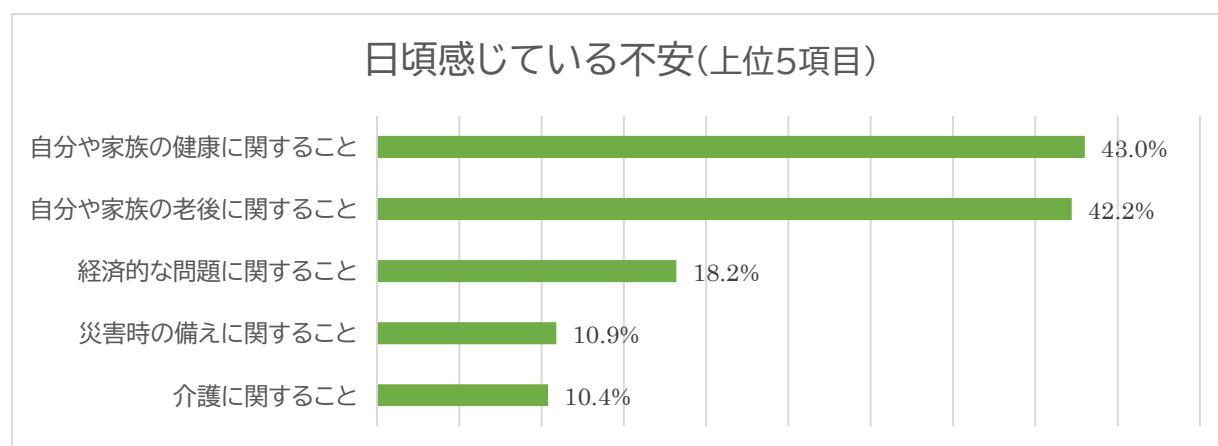
（２）健康や老後の不安の解消

市民へのアンケート調査結果から、「日頃感じている不安」としては、「自分や家族の健康」が43.0%、「自分や家族の老後」が42.2%と高い割合となっており、次いで、「経済的な問題」、「災害時の備え」、「介護に関すること」と続いています。また、これらの悩みや不安の相談先としては、「家族・親戚」が最も多く、次いで「近所の人、友人・知人」が多い結果となっており、行政や公的な機関に相談される人は依然として少ない状況であることがわかりました。

これらの不安の解消のためには、引き続き、介護サービス等の高齢者福祉の充実を図るとともに、スマイルエイジング[※]の推進を通じて健康寿命の延伸を図ることが必要です。また、専門的な悩みの相談先として、行政や公的な機関の相談窓口の周知を行うことも重要です。

こうした不安や課題の背景には、世帯構成や地域のつながりの変化などにより、市民の生活課題が複合化・複雑化している現状があります。そのため、高齢者のみ世帯や認知症高齢者、生活困窮者、障がいのある人を抱える家族、子育て中の世帯など、多様な層において、様々な不安や不自由を感じながら生活している人が多いと予測されます。

これを受け、国では社会福祉法を改正し、住民が抱える複合的な課題を包括的に受け止め支援するための重層的支援体制の整備を求めています。健康や老後の不安の解消に向けた取組は、地域福祉の安定と向上に不可欠であり、多様な支援が求められます。地域住民全体の福祉意識の高まりとともに、重層的支援体制の確立に向けた施策を推進していくことが重要です。



（３）地域福祉の担い手の確保

市民アンケートや関係団体ヒアリング結果から、仕事や育児・介護など他の用事がある忙しいために地域活動やボランティアに参加する人が少ないことがわかりました。また、関係団体のヒアリング結果から、「新しいメンバーが入らない」「リーダー（後継者）が育たない」などの声が多く聞かれました。

さらに、地域福祉において大きな役割を担っている民生委員・児童委員や市社会福祉協議会の認知度が依然として低い状況であり、これを改善する必要があります。

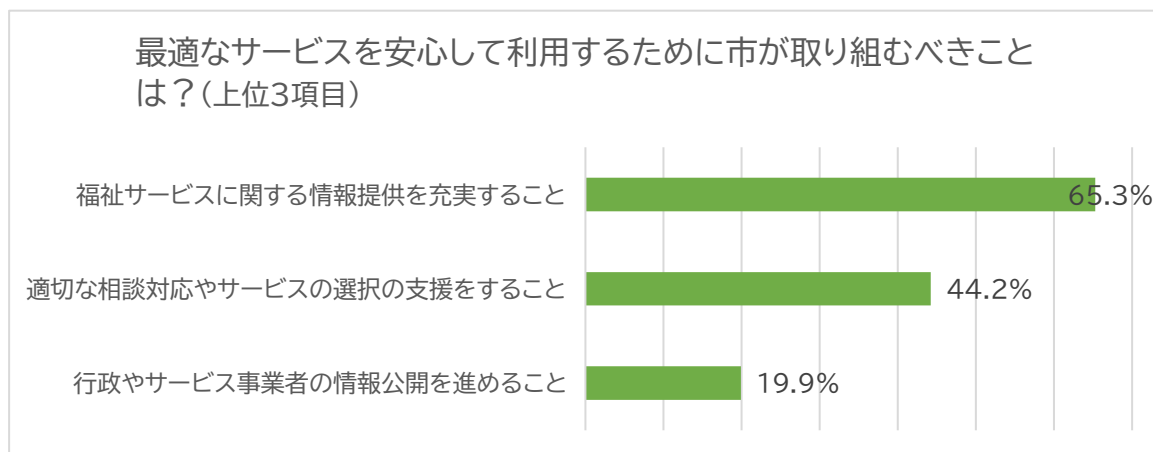
次世代を担う若者や子どもたちを含めた地域住民に対して、地域で活動する人や団体の周知と理解を深めることは、地域の福祉活動に携わる人を育成するために重要です。地域福祉の担い手を確保し、地域での活動を支える仕組みを再構築することが、活力ある地域社会の実現に直結します。

（４）福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実

誰もが安心して暮らし続けていくために福祉サービスは必要不可欠ですが、どんな福祉サービスが必要なのかは個人の状態や環境によって異なります。

市民アンケートでは、65.3%の人が必要になった時には、すぐに福祉サービスを利用したいと考えています。そして、最適な福祉サービスを安心して受けるために、市が取り組むべきことに関する設問結果から、情報提供や相談支援の充実が求められていることが明らかになりました。

福祉サービスのニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、制度やサービスについての情報提供の充実が必要です。



(5) 生活困窮者に対する自立支援

市民アンケートでは、悩みや不安について「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」に次いで「経済的な問題」が挙がっています。現在の社会情勢の影響もあり、非正規雇用労働者や低所得者の世帯など、生活困窮に至るリスクを抱える人が増えています。

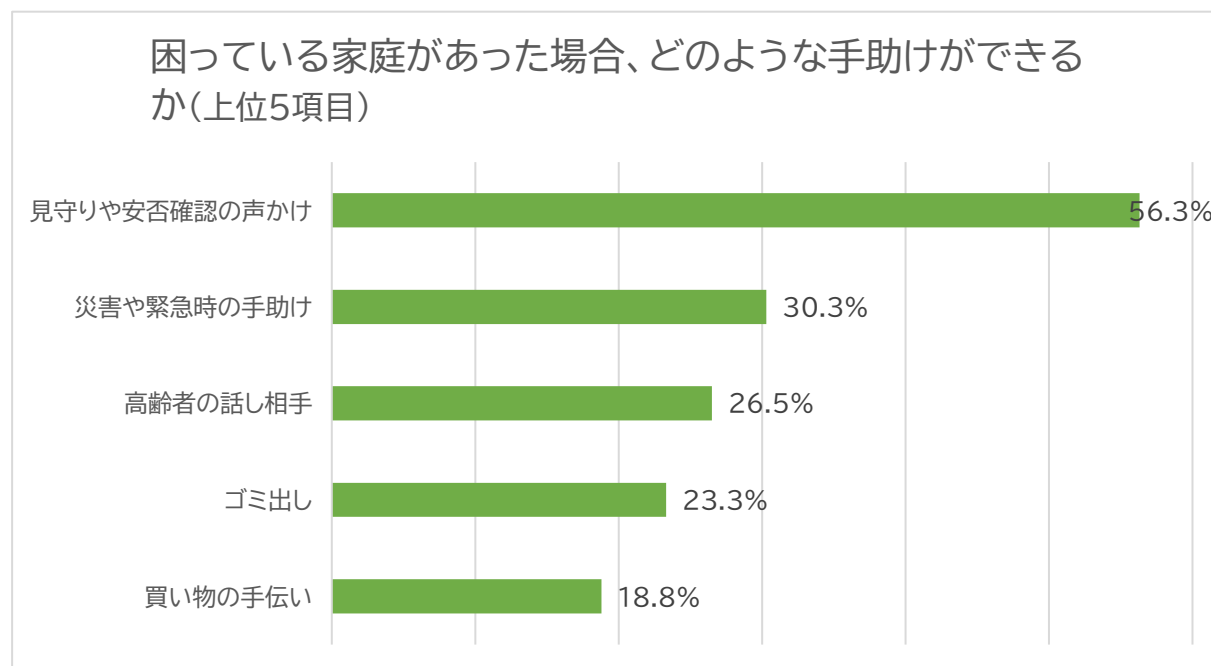
生活困窮者自立支援法[※]が平成 27 年 4 月に施行され、生活困窮者への支援には、福祉の領域を超えた地域づくりと多機関の協働が重要となっています。そのため、より幅広く対応していくためにも、これまで以上に各分野の支援事業・支援機関との連携が必要です。

市民の多くが感じている経済的な不安を解消し、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するために、生活困窮者への支援や関係機関との連携を一層推進していくことが求められます。

(6) 地域力の育成と活用

社会情勢が変化する中で、8050問題[※]やダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]や生活困窮といった複雑化・複合化した生活課題が背景となり、虐待や社会的な孤立が問題とされています。こうした中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」が提唱されています。

市民アンケートでは、困っている家庭があった場合、どのような手助けができるかという設問に対して、「見守りや安否確認の声かけ」から「災害・緊急時の手助け」等、幅広い回答が得られました。地域住民の力をどのように地域共生社会の実現に生かしていくかが課題となっています。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

山陽小野田市は、「第二次山陽小野田市総合計画」で「協創によるまちづくり」や、現状を未来に向けて自ら変化させていこうとする能動的、自律的な「意志」を意味する「will-being」の考え方の下、計画の基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を定めています。

この理念の下、年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指しています。

また、福祉分野においては、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合う「地域共生社会」の実現が提唱されています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、支え合う社会を指します。

このように、「will-being」が目指す主体的により良い地域を作ろうとする意志は、地域共生社会が掲げる「我が事」「丸ごと」の精神と通じるものです。

以上の点を踏まえ、本計画では、全ての市民が自らの意志で地域に関わり、共に支え合いながら地域福祉を推進していくために本計画の基本理念を以下のように決めました。

基 本 理 念

誰もが安心して暮らし続けることができる
みんなで支え合う我が事・丸ごとの福祉のまちづくり

2

計画の基本目標

基本理念「誰もが安心して暮らし続けることができる みんなで支え合う我が事・丸ごとの福祉のまちづくり」を実現していくために、以下の五つを基本目標と定めます。

この五つの基本目標を達成するために、第4章「地域福祉推進のための取組」のそれぞれの基本目標の「施策」及び「取組」の中で具体的に整理しています。

◆ 基本目標 1 地域福祉を育むひとづくり

一人ひとりの福祉意識が地域福祉の大きな推進力となります。人々が心身ともに健康で充実した生活を送り、地域福祉に対する理解を深めながら積極的に地域福祉に参画してもらうことを目指します。

◆ 基本目標 2 支え合いの地域づくり

見守り活動は行政や市社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉員等が中心となり行っていますが、見守り活動は地域の支え合いが大切です。地域の支え合いは、防災や子育て支援等にも力を発揮します。「支える」ではなく「支え合い」の地域づくりを実現します。

◆ 基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

近年、福祉課題は複合化・複雑化し、よりきめ細やかな福祉サービスの提供が求められています。福祉サービスのニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、関係機関や地域住民の相互連携を強化します。

◆ 基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

生活困窮者への適切な相談業務を行うとともに、生活の安定と自立更生を促進します。また、複合的な課題を抱えている生活困窮者に対して、行政の取組のみならず地域の理解や支援による課題の解決を目指します。

◆ 基本目標 5 地域共生社会のまちづくり

子ども、高齢者、障がい者など、全ての人が地域の中で支え合い、生きがいを持って暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。また、国が推進する重層的支援体制の整備の趣旨を踏まえ、地域が主体となって、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

3

基本目標に係る施策と取組

本市の地域福祉における課題を解決するため、五つの基本目標に沿って以下のように体系化しました。

基本目標 1

地域福祉を育むひとづくり

【施策1】 地域福祉の担い手の確保

- 取組① 福祉意識の醸成
- 取組② 地域福祉活動への参加促進
- 取組③ 地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成

【施策2】 ボランティア活動の推進

- 取組① ボランティアへの参加促進
- 取組② ボランティアの体制づくりと支援

【施策3】 健康づくりの推進

- 取組① 健康づくりの充実
- 取組② 保健サービスの充実

基本目標 2

支え合いの地域づくり

【施策1】 支え合いの活動の推進

- 取組① 住民主体の活動の推進
- 取組② 地域福祉関係団体の連携強化

【施策2】 安心安全な地域づくり

- 取組① ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及
- 取組② 災害時の支援体制の整備

基本目標 3

利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

【施策1】 良質な福祉サービスの提供

- 取組① 福祉ニーズの把握
- 取組② 福祉サービスの充実

【施策2】 支援体制の充実

- 取組① 情報提供・相談体制の充実
- 取組② 包括的な支援体制の整備
- 取組③ 権利擁護体制の充実

基本目標 4

生活困窮者支援の体制づくり

【施策1】 自立を目指した支援の仕組みづくり

- 取組① 生活困窮者に対する自立支援
- 取組② 生活困窮者を支援する地域づくりの推進

基本目標 5

地域共生社会のまちづくり

【施策1】 我が事の地域づくり

- 取組① 「他人事」から「我が事」への転換
- 取組② 活動拠点の整備

【施策2】 丸ごとの地域づくり

- 取組① 相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築
- 取組② 地域生活課題に対する解決策の検討と推進

第三次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 体系図

基本理念	基本目標	施策	取組
誰もが安心して暮らし続けることができる みんなで支え合う我が事・丸ごとの福祉のまちづくり	1 地域福祉を育むひとづくり	1 地域福祉の担い手の確保	①福祉意識の醸成 ②地域福祉活動への参加促進 ③地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成
		2 ボランティア活動の推進	①ボランティアへの参加促進 ②ボランティアの体制づくりと支援
		3 健康づくりの推進	①健康づくりの充実 ②保健サービスの充実
	2 支え合いの地域づくり	1 支え合いの活動の推進	①住民主体の活動の推進 ②地域福祉関係団体の連携強化
		2 安心安全な地域づくり	①ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及 ②災害時の支援体制の整備
	3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	1 良質な福祉サービスの提供	①福祉ニーズの把握 ②福祉サービスの充実
		2 支援体制の充実	①情報提供・相談体制の充実 ②包括的な支援体制の整備 ③権利擁護体制の充実
	4 生活困窮者支援の体制づくり	1 自立を目指した支援の仕組みづくり	①生活困窮者に対する自立支援 ②生活困窮者を支援する地域づくりの推進
	5 地域共生社会のまちづくり	1 我が事の地域づくり	①「他人事」から「我が事」への転換 ②活動拠点の整備
		2 丸ごとの地域づくり	①相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築 ②地域生活課題に対する解決策の検討と推進

第4章

地域福祉推進のための取組

「住民や地域」「行政」「市社会福祉協議会」のそれぞれの役割を明示し、協働で取り組むことで基本目標の達成を目指します。

基本目標 1 地域福祉を育むひとづくり

施策 1 地域福祉の担い手の確保

地域福祉に対する意識の高揚を図り、体験や学習を通じて地域福祉への理解を深め、地域福祉活動に積極的な人材の育成に取り組むことにより地域福祉の担い手を確保します。

【目標指標】

指 標	説 明	担当課	現状値 令和 6 年度 (2024年度)	目標値 令和 11 年度 (2029年度)
地 域 福 祉 に 関 する 出 前 講 座※	行政及び市社会福祉協議会が実施する出前講座の参加人数	生活安全課	2,261 人	3,000 人
		市社協	710 人	550 人
意 思 疎 通 支 援 者※	市に登録している意思疎通支援者数	34 人		60 人

取組① 福祉意識の醸成

地域の福祉力の向上のためには、一人ひとりの福祉意識を高めていくことが大切です。子どもから大人まで地域福祉活動の体験や学習の機会を通じて、福祉の心を育みます。

住民や地域が取り組むこと
○自分が住む地域（隣近所・自治会・校区・市）に関心を持ちます。 ○地域や福祉についての情報を収集します。 ○地域福祉活動の体験や学習の機会に参加します。
行政が取り組むこと
○地域や市社会福祉協議会と連携し、福祉教育の推進を図ります。 ○地域や福祉に関する情報提供の充実に努めます。 ○出前講座※等で福祉の学習機会を設けます。 ○地域福祉計画を周知します。

市社会福祉協議会が取り組むこと
○地域に呼びかけ、出前講座※や福祉ボランティア体験等を実施し、「福祉のまちづくり」の意識の醸成を図ります。 ○小・中・高校生向けの福祉体験学習を実施し、学校における福祉教育プログラムを支援します。

取組② 地域福祉活動への参加促進

地域福祉活動に参加することで地域の一員としての意識をもつとともに、地域住民が共に支え合い・助け合う関係の構築を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○あいさつや声かけをします。 ○住民同士の交流を深めます。 ○地域の一員として、自分にできることから行動するよう努めます。 ○住民同士で誘い合って、自治会や地域の行事に積極的に参加します。 ○多世代が参加しやすいイベントや行事を実施します。 ○多世代間・子育て世代間・高齢者世代間といった多様な支え合い・助け合いの関係を築きます。
行政が取り組むこと
○地域や市社会福祉協議会が行う地域福祉活動を支援します。 ○市民活動センターを通じて、福祉活動を含めた市民活動の情報提供や活動支援を行います。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○自治会長、民生委員・児童委員、福祉員などの福祉活動者が協力して福祉活動を推進できるよう話し合いの場の充実に努めます。 ○地域にある福祉課題や福祉活動について情報発信を行います。 ○地域で行われる福祉活動の支援と広報に努めます。 ○老人クラブ等の地域活動団体と連携して、福祉活動者の増加に努めます。 ○企業や事業所等による社会貢献活動が多様な形で展開されるよう支援を行います。

取組③ 地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成

地域の中心となって活動している人がより活動しやすい環境をつくるとともに、次世代の育成にも取り組みます。

住民や地域が取り組むこと
○自治会長、民生委員・児童委員、福祉員等地域で中心となって活動している人の役割を理解します。 ○地域のリーダーとして培った経験を後継の人に伝えます。
行政が取り組むこと
○出前講座※やワークショップ等を開催し、地域課題に対する解決力のスキルアップを図ります。 ○地域や福祉に関する情報提供の充実に努めます。 ○市社会福祉協議会と協力して、意思疎通支援者※（手話通訳・要約筆記）の育成に努めます。 ○民生委員・児童委員の人材確保に努めるとともに、その活動を支援します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○福祉員活動が円滑に行えるよう、研修会や講習等の ^{あっせん} 斡旋や福祉に関する情報提供を行い、活動者としてのスキルアップを図ります。 ○住民やボランティアグループと連携して、福祉活動や福祉ボランティア活動に関する養成講座を開催します。 ○意思疎通支援者※（手話通訳・要約筆記）の育成に努めます。

施策２ ボランティア活動の推進

ボランティア団体や参加者の掘り起こし・育成を行い、多様化・煩雑化する傾向にある福祉ニーズに対応できるよう環境づくりに努めます。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 6 年度 (2024年度)	目標値 令和 11 年度 (2029年度)
福祉ボランティア団体登録数及び人数	市社会福祉協議会に登録されている福祉ボランティア団体及び人数	60 団体 3,765 人	70 団体 4,000 人
いきいき介護サポーター※（介護支援ボランティア）の登録者数	年度末の登録者数	119 人	119 人

取組① ボランティアへの参加促進

ボランティア活動の経験がない人たちにも活動に参加してもらえるよう啓発活動を行い、参加促進を図ります。

住民や地域が取り組むこと
○ボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加します。 ○住民同士で誘い合ってボランティアに参加します。 ○地域で行っているボランティア活動を周知します。
行政が取り組むこと
○ボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。 ○市社会福祉協議会と協力して、いきいき介護サポーター（介護支援ボランティア）※の登録者や活動機会の確保に努めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○ボランティア養成講座、学生ボランティア会議、イベント型ボランティア活動促進事業等を実施し、福祉ボランティアに関する市民の意欲向上と参加促進を図ります。 ○いきいき介護サポーター（介護支援ボランティア）※の活動の場を広げ、ボランティア活動を通じた介護予防に取り組むサポーター

の増加及び活動内容の充実に努めます。

○広報誌やホームページ等を通じて、福祉ボランティア情報の発信に努めます。

取組② ボランティアの体制づくりと支援

ボランティアをする人が活動しやすい体制をつくり、ボランティア人口の増加につなげていきます。

住民や地域が取り組むこと

- 各ボランティア団体が協力・連携します。
- 各種団体との情報交換・意見交換の場を設けます。

行政が取り組むこと

- ボランティア団体を支援する体制を整備します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

- ボランティア連絡協議会等と連携して、福祉ボランティア活動の推進・展開を図り、福祉ボランティア活動が行いやすい環境づくりに努めます。
- 地域課題を抱えた人や世帯と福祉ボランティア団体との交流・学習の場づくりに努めます。
- 福祉ボランティアの登録・^{あっせん}斡旋を行い、福祉ボランティア活動に安心して取り組めるよう活動保険加入の呼びかけを行います。

施策３ 健康づくりの推進

心身ともに健康で充実した生活を送ることができる、スマイルエイジング※の実現に向け、心身の健康に対する意識づくり、市民主体の健康づくり活動への支援、保健サービスの充実及び介護予防等を推進します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 6 年度 (2024年度)	目標値 令和 11 年度 (2029年度)
健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均	令和 5 年 (2023 年) 男性 79.4 年 女性 84.5 年	令和 9 年 (2027 年) 平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加
介護予防応援隊※ 養成者数	—	176 人	215 人
がん検診受診率	受診者数÷対象者数×100	8.1%	13.0%

取組① 健康づくり及び介護予防の充実

スマイルエイジング※につながる住民参加による健康づくり活動に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。また、介護予防の普及啓発や取組支援を行います。

住民や地域が取り組むこと
○生活習慣の改善に努め、健康づくりに取り組みます。 ○地域での健康づくり事業に参加します。 ○介護予防に関する活動に参加します。
行政が取り組むこと
○住民や関係団体等との協創によるスマイルエイジング※の推進を図ります。 ○健康づくりに関する啓発活動や情報発信の充実を図ります。

○健康づくりの機会の充実を図ります ○地域の健康づくりに関するボランティアの育成や活動を支援します。 ○介護予防活動に積極的に取り組みます。 ○介護予防応援隊等の介護予防に関するボランティアの養成や活動を支援します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○いきいき介護サポーター（介護支援ボランティア）※の活動の場を広げ、ボランティア活動を通じた介護予防に取り組むサポーターの増加及び活動内容の充実に努めます。 ○サロン活動や出前講座※を通じて、住民主体の健康づくりを支援します。

取組② 保健サービスの充実

住民の生活習慣病予防や改善、がんの早期発見・治療に向けた取組及び感染症対策などの保健サービスの充実を図ります。

住民や地域が取り組むこと
○健診やがん検診等の保健サービスを積極的に利用し、健康状態を把握するとともに、病気の予防や早期発見に努めます。
行政が取り組むこと
○がん検診や特定健診等各種健診の受診率向上に努めます。 ○生活習慣病予防対策の充実を図ります。 ○予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。 ○保健・医療・福祉の連携を図りながら地域に密着した保健体制の強化を進めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○住民や行政と連携し、早期に保健サービスが適切に受けられるように「どうしちよるネット※」等による見守り体制の推進に努めます。

基本目標２ 支え合いの地域づくり

施策１ 支え合い活動の推進

少子高齢化や核家族化が進行し、地域住民同士の関係が希薄化していますが、相互に助け合い・支え合う活動を推進することにより地域力を強化し、地域コミュニティを構築します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和６年度 (２０２４年度)	目標値 令和１１年度 (２０２９年度)
ファミリーサポートセンター利用延べ件数	年間利用延べ件数	122 件	620 件
見守りネットさんようおのだ※登録者数	年度末の会員数	1,619 人	1,800 人
あんしんキット※設置者数	年度末の設置者数	2,284 人	2,500 人
どうしちよるネット※加入者数	年度末の加入者数	500 人	400 人

取組① 住民主体の活動の推進

地域住民と行政が相互に理解し合い、住民主体の活動を幅広く展開することで、地域に根ざした福祉を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○あいさつや声かけをします。 ○高齢者の単身・二人暮らし世帯、障がい者がいる世帯、ひとり親世帯等を地域で見守ります。 ○ごみ出し等の日常の作業に困っている人がいたらできるだけ手伝うよう努めます。 ○「ふれあい・いきいきサロン」等に積極的に参加します。

○地域で子育て家庭を支援します。 ○共同募金について理解します。
行政が取り組むこと
○住民主体の活動を支援します。 ○ファミリーサポートセンター等の地域の相互援助組織の充実を図ります。 ○地区運営協議会や市社会福祉協議会（生活支援コーディネーター※）と協力、協働して、支え合いの仕組みづくりを推進します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○各団体等と協力、協働して、住民による支え合い活動の充実に努めます。 ○「あんしんキット※」や「どうしちよるネット※」の普及啓発に努めます。 ○地域福祉活動の財源確保のために、共同募金会と連携して住民主体の共同募金運動※の推進に努めます。

取組② 地域福祉関係団体の連携強化

地域福祉に関するさまざまな団体を横断的につなぐことにより、多方面で効果的な地域福祉活動を進めていきます。

住民や地域が取り組むこと
○自治会や地区運営協議会、民生委員・児童委員、福祉員、保護司、老人クラブ等の活動を理解し、参加や協力をします。 ○各々の活動だけでなく相互に連携しながら活動の充実を図ります。
行政が取り組むこと
○地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、地区運営協議会等の地域の多様な団体の活動を支援します。 ○地域及び福祉の関係部署の連携強化を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと

○地区運営協議会・福祉員・民生児童委員協議会・老人クラブ・社会福祉法人・行政等と連携し、福祉に関する情報の共有や課題解決策の考案に努めます。

施策２ 安心安全な地域づくり

配慮が必要な人について理解を深めたり、支え合いの意識を高めたりすることで年齢や障がいの有無にかかわらず、暮らしやすい地域社会を実現します。

【目標指標】

指 標	説 明	現 状 値 令和 6 年度 (2024年度)	目 標 値 令和 11 年度 (2029年度)
地域の防災体制の満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	令和 7 年度 (2025 年度) 49.3%	55.0%
小・中・高校における福祉教育の実施数	市社会福祉協議会が実施する福祉体験等の実施回数	6 回	10 回

取組① ユニバーサルデザイン※とバリアフリー※の普及

高齢者や障がい者をはじめ全ての人が、地域生活の障壁(バリア)を取り除き、安心して社会参加ができるまちづくりを進めていきます。

住民や地域が取り組むこと
○ユニバーサルデザイン※やバリアフリー※に関心を持ちます。 ○移動に困難を抱える人がいたら手助けをします。 ○点字ブロック上の歩行や自転車の路上へのはみ出し等、通行の妨げになる行為はやめます。
行政が取り組むこと
○ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりをさらに推進します。 ○情報のユニバーサルデザイン※化・バリアフリー※化を進めます。 ○ユニバーサルデザイン※・バリアフリー※について普及啓発を図ります。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○福祉教育を通じてユニバーサルデザイン※やバリアフリー※の必要性や理解を広めます。 ○行政とともに、やまぐち障害者等専用駐車場制度※の啓発や証明発行手続きを行います。

取組② 災害時の支援体制の整備

日頃から地域で支え合いの関係を築くことにより、災害時においても地域力が発揮できる体制を強化します。

住民や地域が取り組むこと
○あいさつや声かけを積極的に行い、日常のつながりを強化します。 ○隣近所や自治会等で災害時における支え合いの体制を整理・確認します。 ○地域の防災訓練等に参加します。 ○避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成に努めます。
行政が取り組むこと
○災害時に備えたネットワークづくりを推進します。 ○災害ボランティアの普及啓発を図ります。 ○「避難行動要支援者」の個別避難計画を作成し、災害時における支援者の支援体制の充実を図ります。 ○災害時に要配慮者に対して適切に避難誘導等の支援が行えるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○災害ボランティアセンターの設置・運営について行政と連携し、災害ボランティアセンターマニュアルに沿った運営を行います。 ○災害ボランティアの養成と災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行い、災害発生に備えます。 ○災害時に支援が必要な人の見守り体制について関係機関と連携します。 ○出前講座※等を通じて、避難行動要支援者への理解を広めます。

基本目標３ 利用しやすいサービスの仕組みづくり

施策１ 良質な福祉サービスの提供

必要な福祉サービスは個人によって異なりますが、ニーズを的確に把握し、適切で良質な福祉サービスを提供することにより、安心して暮らし続けることができる体制を構築します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 7 年度 (2025 年度)	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)
福祉・保健サービスや相談体制の満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	38.9%	40.0%

取組① 福祉ニーズの把握

良質な福祉サービスを提供するためには、まず住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決につなげていきます。

住民や地域が取り組むこと
○地域の困りごとを気かけます。 ○地域の活動に積極的に参加します。 ○住民同士で地域課題の共有に努めます。 ○行政が実施するアンケート調査等に協力します。
行政が取り組むこと
○本計画の策定やその他行政計画の策定にあたり、市民アンケートや各種意識調査、パブリックコメント※等を実施します。 ○社会福祉法人や社会福祉施設等の福祉サービス提供事業者との情報交換により、ニーズの把握に努めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○福祉合同会議や地区運営協議会の福祉部会等の地域福祉活動者が集まる場を通じて、ニーズの把握に努めます。

- 日頃から民生委員・児童委員と積極的に関わり、住民ニーズの把握と課題解決に努めます。
- 福祉関係機関が主催する会議等に参加し、情報共有することにより、ニーズや社会資源※の把握に努めます。
- 福祉総合相談事業※に寄せられた様々なニーズの見える化に努めます。

取組② 福祉サービスの充実

地域・行政・市社会福祉協議会・関係機関等の連携により福祉サービスを適切に提供するとともに、地域住民が相互に助け合う地域社会を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の困りごととは協力して助け合います。 ○地域の課題を共有し、要望や意見を行政等に伝えます。
行政が取り組むこと
○地域からの要望や意見を課題として解決に取り組めます。 ○子ども、高齢者、障がい者等の各福祉サービスの内容を評価し、福祉サービスの質の向上を図ります。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○住民や行政等と地域の課題を共有し、必要なサービスの充実に努めます。 ○住民同士の支え合いの活動が充実するよう支援します。

施策２ 支援体制の充実

福祉サービスに関する情報提供・相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。また、課題を関係機関で共有し、包括的できめ細やかな支援に努めます。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 6 年度 (2024年度)	目標値 令和 1 1 年度 (2029年度)
コミュニティソーシャルワーカー※の数	地区担当職員数	4 人	5 人
福祉総合相談事業※の相談件数	—	316 件	320 件
民生委員・児童委員の訪問回数	延べ訪問回数	26,138 回/年	28,000 回/年

取組① 情報提供・相談体制の充実

多様化する福祉制度等の情報をわかりやすく地域住民に提供するとともに、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

住民や地域が取り組むこと
○地域の人と気軽に相談できる関係を築きます。 ○不安や悩みがあるときは、一人で抱えずに相談します。 ○行政や市社会福祉協議会の相談窓口を活用します。 ○プライバシーに配慮しながら、必要に応じて情報提供をします。
行政が取り組むこと
○広報紙やホームページ、SNS 等でわかりやすい情報提供に努めます。 ○家庭訪問や来所相談、電話相談等の相談体制の構築に努めます。 ○住民の立場に寄り添って相談・支援を行っている民生委員・児童委員等がその役割を十分に発揮できるよう、必要な情報提供や研修等の環境整備に努めます。

市社会福祉協議会が取り組むこと
○広報誌「かけはし」やホームページ等を通じ、福祉総合相談事業※や各種相談支援事業の情報発信に努めます。 ○各校区に地区担当職員（コミュニティソーシャルワーカー※）を配置し、身近に相談できる体制を構築します。

取組② 包括的な支援体制の整備

社会的孤立や制度の挟間^{はざ}に置かれている人に対して、地域住民と関係機関等が連携し、地域生活課題の把握と解決を目指した包括的な支援体制を整備します。

住民や地域が取り組むこと
○見守りが必要な人を、近所の人や自治会長、民生委員・児童委員、福祉員などで見守ります。
行政が取り組むこと
○家庭訪問や来所相談、電話相談等によるサービス調整相談窓口機能を充実させるとともに、支援が必要な人の掘り起こしを行い、早期の支援に繋げるよう努めます。 ○医療・保健・福祉等関係機関及び地域住民と連携し、地域包括ケアシステム※の深化・推進に取り組めます。 ○組織横断の連携を図り、包括的な支援に努めます。 ○民間事業者等と連携したネットワークを構築します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○小地域福祉活動※を推進するために、コミュニティソーシャルワーカー※や相談支援専門職を市内2か所（本所・山陽支所）に配置します。 ○福祉総合相談事業※により、あらゆる相談を受け止め、寄り添い型の相談支援の実施とネットワークによる資源開発に努めます。

取組③ 権利擁護体制の充実

子ども・高齢者・障がい者等全ての人の人権を擁護し、尊厳をもって暮らし続けることができる支援体制を構築します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の見守り活動により問題の早期発見に努めます。 ○「見守りネットさんようおのだ※」に登録します。 ○虐待等の問題が疑われる場合は、行政や民生委員・児童委員等に連絡します。 ○成年後見制度※についての情報を収集し、必要に応じて活用します。
行政が取り組むこと
○各種制度の普及啓発や関係機関とのネットワークを構築して必要な支援を行います。 ○成年後見制度※について、出前講座※等を通じて普及啓発を図るとともに、利用促進に向けた体制づくりを進めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）※や法人成年後見人等受任事業※について住民への普及啓発を図り、適切な支援が行えるよう努めます。 ○相談窓口を市内2か所（本所・山陽支所）に設置して対応します。

基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

施策 1 自立を目指した支援の仕組みづくり

就労や低所得等の複合的な課題を抱える生活困窮者の問題を当事者だけの問題とするのではなく、地域の理解・支援を広げ、地域と連携した仕組みづくりを推進します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 6 年度 (2024年度)	目標値 令和 11 年度 (2029年度)
就労自立給付金を支給した世帯数	—	7 世帯/年	10 世帯/年
就労支援事業を利用した就職者数	延べ就職者数	10 人/年	17 人/年
自立相談支援機関の相談者数	延べ相談者数	846 人	1,240 人

取組① 生活困窮者に対する自立支援

住民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるように生活困窮者世帯への適切な支援に努めます。

住民や地域が取り組むこと
○支援が必要になったときは、早めに相談窓口を訪ねます。
行政が取り組むこと
○生活困窮者自立支援事業等による支援を強化します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○市民・地域へ事業内容と相談窓口の周知を図ります。 ○複合的な課題を抱えた世帯の相談事を丸ごと受け止め、課題解決に向けて関係機関と連携して自立支援に努めます。

取組② 生活困窮者を支援する地域づくりの推進

経済的困窮だけでなく、社会的孤立や表出していない課題も含め複合的な課題に対する地域ぐるみの取組が求められています。

住民や地域が取り組むこと
○支援が必要な人がいたら相談窓口を訪ねるよう伝えます。
行政が取り組むこと
○地域や市社会福祉協議会、ハローワーク等との連携体制を強化します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○民生委員・児童委員、福祉員、自治会長など福祉活動者と連携し、アウトリーチ※による課題の把握と共有に努めます。
○支援調整会議※を通じて、各関係機関との支援体制の強化に努めます。
○生活困窮者の支援に必要とされる社会資源※の創出、就労先の開拓、社会参加の場づくりを進めます。
○共同募金や善意銀行※等の民間財源を活用し、既存の制度では対応できない課題の解決に取り組めるよう地域を支援します。

基本目標５ 地域共生社会のまちづくり

施策１ 我が事の地域づくり

地域の困りごと、心配ごとに耳を傾け、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的で積極的な姿勢が広がる地域づくりを目指します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和６年度 (２０２４年度)	目標値 令和１１年度 (２０２９年度)
住民運営通いの場の設置数	設置箇所数	９０ か所	１２１ か所
地域交流センター※の利用者数	延べ利用者数	２１８,７００ 人/年	増加
ふれあい・いきいきサロンの設置数	設置箇所数	６３ か所	７０ か所

取組① 「他人事」から「我が事」への転換

一つひとつは一人の課題であるが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで「他人事」から「我が事」への意識の醸成を図ります。

住民や地域が取り組むこと
○地域づくりを一部の人に任せるのではなく、できることから積極的に取り組みます。 ○地域の課題を地域住民で共有します。 ○地域の課題を自らの課題（我が事）として捉え、解決を試みます。 ○住民同士や自治会等の地縁組織を強化します。 ○障害に対する理解を深め、共に支え合う地域づくりに参加します。 ○多様性を認め合うことのできる地域づくりを目指します。

行政が取り組むこと
○地域の課題を自らの課題として捉える「我が事」意識の醸成に努めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○コミュニティソーシャルワーカー※等が住民とともに、地域課題を検討し、我が事の地域づくりに努めます。
○子ども・高齢者・障がい者とボランティアなどの福祉活動者がお互いに理解し、ふれあえる場づくりに取り組みます。

取組② 活動拠点の整備

誰もが利用できる居場所や活動場所の地域の拠点を整備・活用し、活動の充実や地域内のつながりの場づくりにつなげていきます。

住民や地域が取り組むこと
○地域のつながりを深める自主活動である「住民運営通いの場」や「ふれあい・いきいきサロン」を積極的に開催し、参加します。
○自治会館・地域交流センター※・石丸総合館等を活用しながら、活動を行います。
行政が取り組むこと
○広報紙やホームページ等で地域の活動や活動拠点を周知します。
○「住民運営通いの場」の立ち上げを支援します。
○地域交流センター※・石丸総合館等の運営体制を堅持します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○住民が身近な地域で活動できるよう拠点づくりを支援します。

施策２ 丸ごとの地域づくり

人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく取組を推進します。

【目標指標】

指 標	説 明	現状値 令和 7 年度 (2025 年度)	目標値 令和 1 1 年度 (2029 年度)
地域の雰囲気やイメージの満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	55.1%	60%

取組① 相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築

相談者が身近なところで安心して相談ができ、またその相談を「丸ごと」受け止められるような体制の構築を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の人からの相談を必要に応じて、自治会長や民生委員・児童委員、福祉員、行政等に相談し、支援につなげます。
行政が取り組むこと
○住民に身近な圏域の中で、住民が直面している、あるいは気づいている課題に対して「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」、相談する先がわからない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能の構築を目指します。
○保健・医療・福祉の関係機関と連携し、相談支援体制を強化します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○福祉総合相談事業※により、あらゆる相談を受け止め、寄り添い型の相談支援の実施に努めます。
○コミュニティソーシャルワーカー※等が地域を訪れ、困りごとを早期に丸ごと受け止められるようアウトリーチ※に努めます。

取組② 地域生活課題に対する解決策の検討と推進

地域における多様な生活課題に対し、地域住民や関係機関が協力して解決策を検討します。

住民や地域が取り組むこと
○自治会等で地域生活課題について話し合います。 ○地域生活課題を共有し、解決策を考えます。 ○地域だけで解決できない課題は行政等に伝えます。
行政が取り組むこと
○ワークショップ等で住民が地域生活課題について話し合う場を設けます。 ○地区運営協議会、市社会福祉協議会（生活支援コーディネーター※）及び地域の福祉関係団体から寄せられた課題に対し、助言・情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○地域生活課題に先駆的に取り組む小地域（自治会・地区）の福祉活動を支援します。 ○社会福祉法人の専門性を地域に生かしていけるよう社会福祉法人による公益的な取組のネットワーク化（地域公益活動推進協議会※の設置）を推進します。 ○ボランティアによる地域生活課題の解決に向けてボランティアセンター機能の拡充が図れるよう関係機関と協働して取り組みます。

第 5 章

計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、住民や社会福祉に関する団体又は事業者の代表、学識経験者等の地域福祉の推進に関わる人たちで構成する「山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」において、PDCAサイクルの下、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国や県の福祉施策の動向を注視しながら、見直しを含めて協議していきます。

また、庁内関係各課で構成する「山陽小野田市地域福祉計画推進連絡会議」において計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。あわせて、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取組状況の把握も同時に行います。

2 計画推進のためのそれぞれの役割

誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現していくためには、一部の人や機関の取組だけでは不可能です。計画推進には、住民・関係機関・行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

住民の役割

住民一人ひとりが、福祉に対する認識を深め、地域社会を構成する一員であることを自覚することが大切です。

支援の「支え手」「受け手」にかかわらず、一人ひとりが自らの地域を知り、地域で起こっているさまざまな課題を地域において解決するための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動やボランティア活動などに積極的に参画するように努めます。

行政の役割

行政に求められる役割は、「希望をもち健やかに暮らせるまち」の実現を目指し、福祉施策を総合的に推進していくことです。年齢の違いや障害の有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。地域や地域住民の地域福祉活動に対する積極的な支援をするとともに、地域住民・市社会福祉協議会・関係機関等と協働で地域福祉に取り組みます。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられています。組織の特性を生かしながら、地域福祉を推進するさまざまな団体・組織のコーディネーター役になるとともに、行政をはじめ、地域住民・ボランティア・福祉関係団体等の協働体制をつくり、地域福祉を推進する旗振り役として、中核的な役割を果たします。

3

計画の評価と見直し

本計画の進行管理と実施状況の評価については、山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を主軸に進めていきます。

会議において、計画の進捗の確認、課題の抽出及び点検等を行い、その結果を踏まえ、山陽小野田市地域福祉推進連絡会議において市（関係部局）と市社会福祉協議会間で検討を行った上、必要に応じて計画を見直します。本計画の最終年度には次期計画の策定を進めていきます。

